

## 審 査 基 準

令和3年11月1日作成

法 令 名：火薬類取締法
根 拠 条 項：第24条第1項
処 分 の 概 要：猟銃用火薬類等の輸入の許可
原 権 者：大分県公安委員会
法 令 の 定 め： 火薬類取締法第24条第1項及び第2項（猟銃用火薬類等の輸入の許可）及び第50条の2（猟銃用火薬類等の特則） 火薬類取締法施行令第12条（猟銃用火薬等） 猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する内閣府令第9条第1項並びに同条第2項において準用する第3条第2項及び第3項（輸入の許可の申請）並びに第13条（申請及び届出の手續）
審 査 基 準： 銃砲を所持又は輸入しない者が実包を輸入しようとする場合等火薬類の輸入の目的が明らかでないときや火薬類を犯罪に使用するおそれがあるとき等、当該火薬類に係る事件、事故等が発生する危険性が認められる場合は許可しない。
標 準 処 理 期 間：5日（行政庁の休日を除く。）
申 請 先：陸揚地を管轄する警察署の生活安全関係事務担当課
問 合 せ 先：大分県警察本部生活安全部生活安全企画課保安係（電話 097-536-2131） 陸揚地を管轄する警察署の生活安全関係事務担当課
備 考：